

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセス

2012年10月19日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進捗について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの履行を要請する。FATFはこれらアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを慫慂する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンはFATF及びAPG(アジア・太平洋FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、ハイレベルな資金洗浄・テロ資金供与対策の調整メカニズムの確立を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の構築及び履行、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑥クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供

与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アルバニア

2012年6月、アルバニアはFATF及びMONEYVAL(欧州FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、適切な顧客管理措置規定を実施するための法律の制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び②テロ資金供与に関する国際協力の枠組み強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アルジェリア

2011年10月、アルジェリアは、FATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、届出義務の対象金融機関の拡大、金融情報機関へ法的自律性を与えること及び金融情報機関が他の権限ある当局に対して情報の提供や共有を要請するための権限の拡大を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。しかし、FATFは資金洗浄・テロ資金供与対策に関する戦略上重大な欠陥が残っていることに懸念を持っており、そのため、これらの欠陥が既に対処されているかを明らかにするため、同国への更なる関与が必要である。アルジェリアは、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③顧客管理措置の改善及び拡大、及び④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アンゴラ

2010年6月、アンゴラはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012

年 6 月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF はある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び③テロリスト資産を遅滞なく特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行を含む、欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

アンティグア・バーブーダ

2010 年 2 月、アンティグア・バーブーダは FATF 及び CFATF (カリブ諸国 FATF 型地域体) と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012 年 6 月以降、同国は、銀行法の改正法制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、全体的な監督枠組みの改善を継続することを含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するためにアクションプランの履行に継続して取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

アルゼンチン

2011 年 6 月、アルゼンチンは FATF と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012 年 6 月以降、同国は、テロリスト関連資産を凍結するための大統領令 918/2012 の実施を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた相当な進歩を見せている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の犯罪化、資金洗浄に関連する資金の没収、及びテロリスト関連資産の凍結に関し残存する欠陥への対応、②金融の透明性の強化を継続すること、③金融情報機関及び疑わしい取引の届出義務における残存する問題への対応、④全ての金融セクターに対する、資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの更なる強化、⑤顧客管理措置の更なる改善及び拡大、及び⑥国際協力のための適切なチャンネルの構築及び効果的な履行の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、アクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

バングラデシュ

2010年10月、バングラデシュはFATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年6月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、④国際協力の改善、及び⑤資金洗浄・テロ資金供与対策義務の遵守を確保するための、資本市場仲介業者に向けたガイダンスの発行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ブルネイ・ダルサラーム

2011年6月、ブルネイ・ダルサラームは、FATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年6月以降、同国は、適切な司法共助法制の制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、及び②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

カンボジア

2011年6月、カンボジアは、FATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の履行、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑤クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・

テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲遷する。

ガーナ

FATF に認められたアクションプランの大部分を対処したガーナの進捗に従い、ガーナは、FATF 声明から除外され、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善:継続プロセス」に掲載されることとなった。FATF 及び GIABA(西アフリカ FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した 2010 年 10 月以降、同国は、資金洗浄を犯罪化するための法律の制定、資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行、顧客管理措置の改善、及び金融情報機関の実効性強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた重要な進歩を見せている。FATF は、かつて FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

キルギス

2011年10月、キルギスはFATF及びEAG(ユーラシアFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年6月以降、同国は資金洗浄対策法の改正法制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進捗を示してきた。しかし、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の犯罪化に関する残存する問題への対応、②テロ資金供与の適切な犯罪化、③テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手段の履行に関する残存する問題への対応、⑤全ての金融機関に対する効果的な顧客管理措置の構築、及び⑥全ての金融セクターに対する、十分かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続、特に、適切なテロ資金供与対策関連法を早急に改正することを懲遷する。

クウェート

2012年6月、クウェートは、FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメ

ントを示した。しかし FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の履行、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、④司法共助実施のための、適切な法律及び手続の確保、⑤効果的な顧客管理措置の構築、⑥特に金融情報機関の運営上の自律性に対処した、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び⑦資金洗浄・テロ資金供与についての疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識と遵守の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

モンゴル

2011年6月、モンゴルはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年6月以降、警察当局に資金洗浄対策の専門部局を設立したことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行、④疑わしい取引の届出義務の改善、及び⑤金融サービス業者の効果的な規制の実施を含む、これらの欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

モロッコ

2010年2月、モロッコはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪範囲の拡大、顧客管理措置の拡大に関する条項の改正や金融情報機関の運営に関する措置を取るなど、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、テロ資金供与を適切に犯罪化するための法律の制定を含む、これらの欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。

ナミビア

2011年6月、ナミビアはFATF及びESAAMLG(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③十分な権限を伴った、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④特に金融情報機関の運営の自律性に対処した、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び⑤国内の資金洗浄・テロ資金供与対策の不遵守に取り組むための効果、バランスかつ抑止力を備えた制裁措置の履行を含む、これらの欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ネパール

2010年2月、ネパールはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年6月以降、同国は、金融情報機関により保持されている情報が安全に保護されていることの確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行、④適切な司法共助法制の制定と発効、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑥資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設を含む、これらの欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

フィリピン

2010年10月、フィリピンは、FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年6月以降、同国は、近時に制定されたテロ資金供与対策に関する法律の実施規制・規則の発令を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せているが。しかし、FATFは、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると

判定した。同国は、①資金洗浄の適切な犯罪化に係る更なる措置、及び②届出義務の対象機関を指定非金融業者及び職業専門家を含めるよう拡大することを含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。特に FATF は、同国が、審議中の、資金洗浄対策の改正法案を成立することを強く慫慂する。

スーダン

2010年2月、スーダンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び③資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守のための効果的な監督プログラムの確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

タジキスタン

2011年6月、タジキスタンはFATF及びEAGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年6月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化に関する残存する問題への対応、②資金洗浄及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③金融情報機関に関する残存する問題への対処及び疑わしい取引の届出義務の改善、及び④顧客管理措置の改善及び拡大を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためにアクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ベネズエラ

2010年10月、ベネズエラはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対

策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、テロ資金供与の犯罪化及び資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務を構築するための資金洗浄・テロ資金供与対策の法律制定、及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行のための新たな決議の発令を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。FATF は、かつて FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

トリニダード・トバゴ

FATFは、トリニダード・トバゴの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、法的枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関する、アクションプランにおけるコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をCFATFと協働して継続し、特に、国内における違法資金の供与に対して更に効果的に対策を講じるため、改めて法令改革を行う。

十分な進捗を示していない国・地域

(仮訳)

FATFは、以下の国・地域がFATFと合意されたアクションプランに関し十分な進捗を示したとは、未だ評価していない。アクションプランの大部分の事項、及びないし又は、アクションプランの事項の過半数は対応されていない。仮にこれらの国・地域が2013年2月までにアクションプランの大部分を履行するために十分な取組を行わない場合には、FATFはこれらの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として特定し、加盟国に対してこれらの国・地域に関する欠陥から生じるリスクを考慮するよう求めるとの追加的な措置をとる。

ニカラグア

ニカラグアはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示していない。また、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国

は、FATF及びCFATFと協働し、①特に現在監督当局に規制されていない主体における効果的な顧客管理措置及び記録保存条件の構築、②資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑤テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行を含む、これらの欠陥に対応するためにアクションプランの履行へ取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ジンバブエ

ジンバブエはFATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示していない。また、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、FATF及びESAAMLGと協働し、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識向上と遵守の確保、⑤適切な司法共助法制の制定と施行、及び⑥テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行へ取り組むべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

(以 上)